

平櫛田中彫刻美術館

◆企画展 蔵出し 絵画コレクション

平櫛田中が収集した絵画コレクションから、初公開のものを含め、選りすぐりの作品を公開します。

また、3月21日(月・祝)まで、田中が娘のために制作した内裏びなを展示します。

と き 5月15日(日)まで



◆春の庭園公開

梅の開花時期に合わせて、ふだんは立ち入りができない庭園を開放し、庭園や記念館の眺めを楽しむことができます。

と き 2月25日(金)～27日(日)、3月4日(金)～6日(日)

◆庭園カフェ

庭園公開の期間中、お菓子と飲み物を販売します。庭園でゆっくりと喫茶を楽しんでみませんか。

と き 午前10時～午後3時30分

協 力 小平商工会

— 共 通 —

休館日 火曜日(祝日の場合はその翌日)

観覧料 一般…300円(220円)、小・中学生…150円(110円)

※かっこ内は、団体20人以上です。

※駐車場をご利用の方は、お問い合わせください。

問合せ 平櫛田中彫刻美術館 ☎042(341)0098

市長メッセージ

令和4年度予算案まとまる

令和4年度の当初予算案は、ワクチン接種をはじめとするコロナ禍への対応、子育て環境の整備、防災機能の強化、デジタル技術活用などに力を入れるほか、市制施行60周年として、市への関心や愛着を深めていただく機会となる取り組みなどを盛り込んだ内容となっています。新型コロナウイルス感染症の新型ウイルス感染症の先行きがいまだ見通せない中、必要な施策に限られた財源を効率的に配分し、市が目指す将来像「つながり、共に創るまちこたいら」の実現に向けて推進していく予算案として、この度、公表いたしました。

小平市長 小林洋子

都市公園セミナー



◆公園の活用・活性化と今後のあり方を考える

現在、市内の都市計画公園整備に向けた検討を進めています。

国土交通省PPPサポーターの町田誠さんほか、都市公園の活用・活性化に向けた先進事例や、地域連携・市民協働の手法について話します。これからの公園のあり方について考えてみませんか。

と き 3月13日(日) 午後1時～4時

ところ ①津田公民館1階ホール、②テレビ会議システム(ズーム)

※①は保育あります(問合せ先へ)。

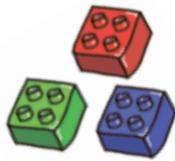
定 員 ①35人、②50人

申込み 2月20日(日)から3月7日(月)までに、東京電子自治体共同運営サービスのホームページ(3面欄外QRコード)へ(先着順)

※電子メールからも申し込みます(氏名、電話番号を問合せ先へ)。

問合せ 水と緑と公園課 ☎042(346)9830、✉koen@city.kodaira.lg.jp

環境フォーラム



◆私たちの身近にあるSDGs レゴブロックを使って学ぼう

SDGsとは、世界中にある環境問題や差別・貧困・人権問題を、2030年までに世界のみんなで解決しよう、という目標のことです。

こども国連環境会議推進協会事務局長の井澤友郭さんから、レゴブロックを使って、私たちの身近なところにあるSDGsについて学びます。ほかに、市内小学生のSDGsについての取り組みの紹介もあります。

と き 3月12日(土) 午前9時15分～11時40分 9時開場

ところ ルネこだいらレセプションホール

※駐車場はありません。

対 象 市内在住・在学の小学生の親子

※小学5年生以上は、1人での参加可。

定 員 30組60人

主 催 エコダイラネットワーク、小平市

申込み 3月8日(火)までに、電話または電子メールで環境政策課へ(先着順) ☎042(346)9818、✉kankyoseisaku@city.kodaira.lg.jp

Instagramフォトコンテスト

◆小平の春2022

スマートフォン用アプリInstagramで、小平の魅力が伝わる風景、建物、草花、寄せ植え、庭などを撮影した作品を募集します。詳しくは、ホームページをご覧ください。

主 催 こだいら観光まちづくり協会

協 賛 小平市園芸組合

申込み 3月5日(土)から5月8日(日)までに、Instagramのアカウントから、こだいら観光まちづくり協会の公式アカウント(@kodaira_tourism)をフォローし、ハッシュタグ(#kodaira22haru)、写真の撮影日・撮影場所・作品名を付けて投稿

※投稿前に、ホームページで応募要件を確認してください。投稿された時点で、応募要件を承諾したものと見なされます。

※投稿された作品から、金賞1作品、銀賞3作品、銅賞5作品、小平市園芸組合長賞2作品が選定され、各受賞者に記念品を贈呈します。

HP検索 小平にこないか

問合せ こだいら観光まちづくり協会 ☎042(312)3954



住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を支給

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、さまざまな困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、令和3年度住民税非課税世帯等に対して、1世帯当たり10万円の現金を給付します。

①住民税非課税世帯

対 象

次のすべてに該当する世帯

▷令和3年12月10日時点で小平市に住民登録がある

▷世帯全員の住民税均等割が非課税である

申請方法

2月18日(金)に、対象と思われる世帯に確認書を送付しました。

給付金は、特別定額給付金を給付した口座などを活用し、支給します。

口座番号などに変更がないか確認し、確認書を返送してください。

※令和3年1月2日以降に転入した方がいる場合、別途申請が必要です。

詳しくは、お問い合わせください。

②家計急変世帯

対 象

次のすべてに該当する世帯

▷新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、令和3年1月～令和4年9月の間で家計が急変した

▷世帯全員それぞれの1年間の収入見込み額が、住民税非課税水準に相当する額以下になった

申請方法

申請書に、該当する月の給与明細などの収入がわかるもののほか、必要書類を添付して、申請してください。

※申請のために必要な書類は、小平市ホームページからダウンロードできるほか、お送りすることもできます。詳しくは、お問い合わせください。

※①・②の場合でも、住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯は対象外です。

問合せ

小平市臨時特別給付金コールセンター

☎0120(929)984 (平日の午前9時～午後5時15分)



小平市
ホームページ